

政務活動費運用指針

令和元年5月

直方市議会

《 目 次 》

I	政務活動費とは		
1	制度趣旨	-----	1
2	基本指針	-----	1
3	実費弁償の原則	-----	1
4	交付申請から収支報告の流れ	-----	2
II	政務活動費の使途基準		
1	使途基準別表	-----	4
2	政務活動費で支出できない経費	-----	5
III	使途基準の運用指針		
1	項目別運用指針	-----	6
2	案分の指針	-----	8
IV	会計処理		
1	会計帳簿等の管理保管	-----	9
2	証拠書類の整備	-----	9
3	領収書の記載内容	-----	9
4	その他	-----	10
V	収支報告書		
1	収支報告書の提出	-----	10
2	政務活動費の返還	-----	10
3	収支報告書の公開	-----	11
	直方市議会政務活動費の交付に関する条例	-----	12
	直方市議会政務活動費の交付に関する規則	-----	16
	政務活動費交付申請書（会派用）	様式第1号（第2条関係）-----	18
	政務活動費交付変更申請書	様式第2号（第2条関係）-----	19
	政務活動費交付申請書（議員用）	様式第3号（第2条関係）-----	20
	会派解散届	様式第4号（第2条関係）-----	21
	政務活動費交付決定通知書	様式第5号（第3条関係）-----	22
	政務活動費交付変更決定通知書	様式第5号の2（第3条関係）-----	23
	政務活動費交付請求書（会派用）	様式第6号（第4条関係）-----	24
	政務活動費交付請求書（議員用）	様式第7号（第4条関係）-----	25
	政務活動費収支報告書（会派用）	様式第8号（第5条関係）-----	26
	政務活動費収支報告書（議員用）	様式第9号（第5条関係）-----	27
参考様式	行政視察届出書	-----	28
	行政視察報告書	-----	29
	交通費計算書	-----	30
	支払確認書	-----	31
	政務活動費収支報告書別紙	-----	32
	政務活動費出納簿	-----	33
	備品台帳	-----	34

I 政務活動費とは

1 制度趣旨

地方分権の新しい時代に入り、地方自治体がその独自性と創意工夫をもって運営するためには、議決機関である議会が、より市民の代表としての責任と役割を果たすことが求められている。

このような状況の中、議会の運営をより活性化するためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であることから、地方議員の調査活動基盤の充実を図るため、議会における会派または議員に対する調査研究費等の助成を制度化し（地方自治法第100条第14項から第16項）、併せて情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保するものである。

2 基本指針

政務活動費は、直方市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派及び会派に属さない議員（以下「議員」という。）が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付されるもので、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。したがって、会派及び議員が行う調査研究等の活動に政務活動費を充当する場合には、以下の点に留意しなければならない。

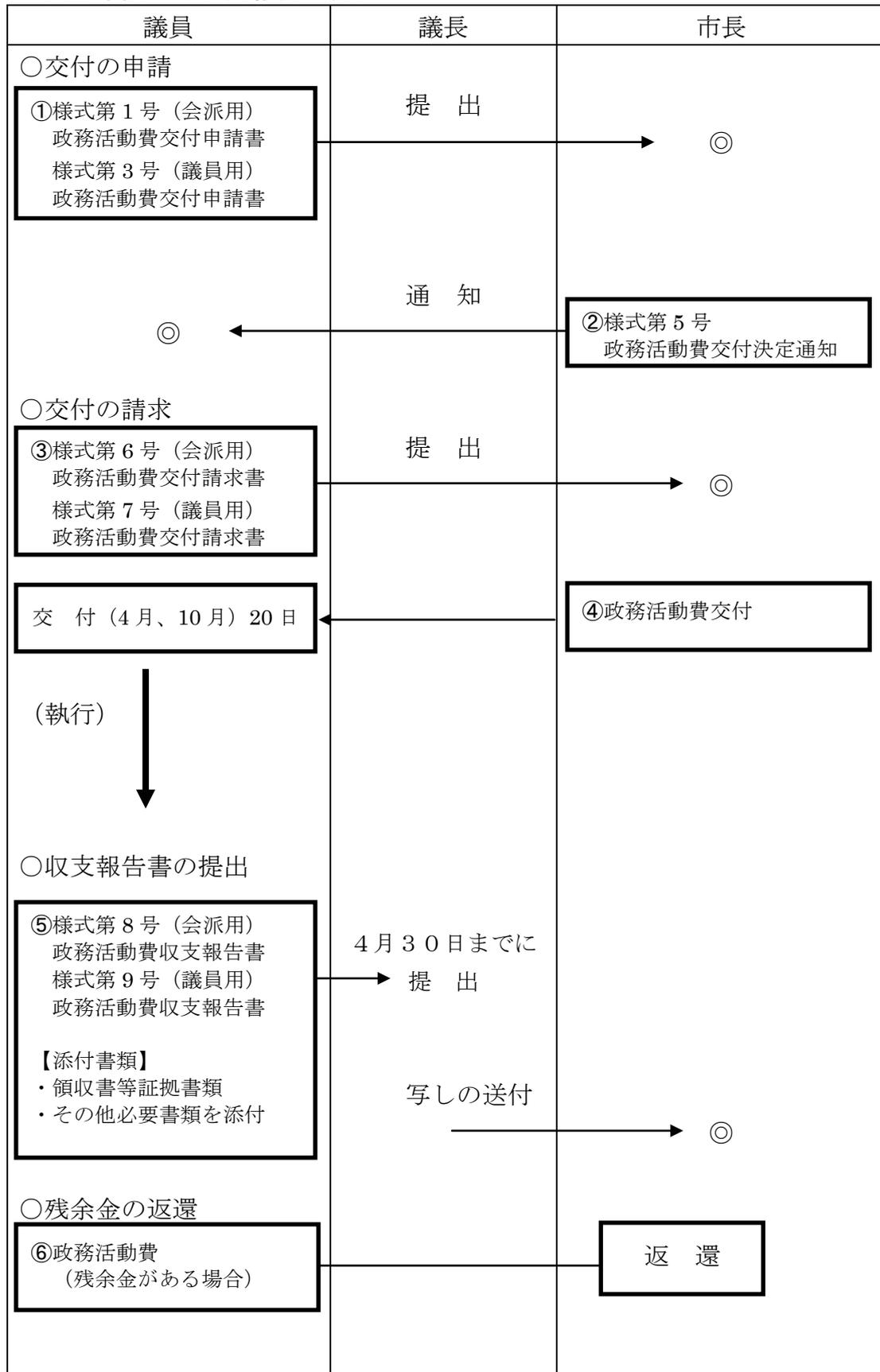
- ① 政務活動の目的が、市政との関連性があること
 - ・ 政務活動は多岐にわたると考えられるが、政務活動費の法的性格は補助金であるため、市政との関連性があることが前提となる。
- ② 政務活動費の支出に合理性・必要性があること
 - ・ 政務活動費の支出が、政務活動の目的からみて合理性・必要性があることが前提となる。
- ③ 会派に所属する議員が個別に政務活動を行う場合、会派の承認を得ること。
 - ・ 政務活動の目的、経費の内訳等について事前に報告し、会派の代表者の承認を受けていることが前提となる。

3 実費弁償の原則

政務活動費は、会派及び議員が行う政務活動に要する経費に対して交付するものであり、その用途は、政務活動のための経費として常識的な金額を逸脱しない範囲で、各議員及び各会派の自主性に基づき決定するものである。

したがって、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、政務活動に要した経費の実際の金額に充当することを原則とする。

4 交付申請から収支報告の流れ



交付申請から収支報告の流れ

政務活動費交付申請書の提出（規則第2条）

毎年度、議長を経由して市長に提出しなければならない。

- ・会派の場合は、代表者が交付申請（様式第1号）
- ・議員の場合は、議員が交付申請（様式第3号）



政務活動費交付決定通知書（規則第3条）

市長は、交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書（様式第5号）を送付しなければならない。



政務活動費交付請求書の提出（規則第4条）

会派の代表者及び議員は、交付日の14日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（会派に係るものは様式第6号、議員に係るものは様式第7号）を提出しなければならない。



政務活動費の交付（条例第3条）

政務活動費は、半期ごとに、当該半期に属する月数分を各半期の最初の月の20日に交付する。

ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日または土曜日に当たる場合は、その翌日とする。



政務活動費収支報告書の提出（条例第8条、規則第5条第1項）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該年度の政務活動費収支報告書（会派に係るものは様式第8号、議員に係るものは様式第9号）を作成し、領収書等の証拠書類の写しを添付した上で、翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、及び政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、解散の日または議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。



議長から市長への送付（規則第5条第2項）

議長は、提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。



政務活動費残余金の返還（条例第9条）

Ⅱ 政務活動費の使途基準

1 使途基準別表

項目	内容	使途内容(例)
調査研究費	会派及び議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	交通費、宿泊費、施設等入場料、資料等購入費、通行料、駐車料、業務等委託費
研修費	会派及び議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、交通費、宿泊費、印刷製本費、通信運搬費、会場費、機材等借上料、食糧費、会費、出席者負担金、受講料、資料等購入費
広報費	会派及び議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	会場費、機材等借上料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、食糧費、業務等委託費、ホームページの維持管理に要する経費
広聴費	会派及び議員が行う住民からの市政、会派及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	会場費、機材借上料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、食糧費、業務等委託費
会議費	会派及び議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費	会場費、機材等借上料、印刷製本費、通信運搬費、食糧費、交通費、会費、出席者負担金
資料作成費	会派及び議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	消耗品費、印刷製本費、調査等委託費、原稿料、翻訳料、事務機器の購入費又は借上料、ソフトウェア等購入費
資料購入費	会派及び議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	定期刊行物購読料、書籍等購入費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	賃金、通勤費、社会保険料
事務費	上記以外の経費で調査研究その他の活動に資するために必要な経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、修繕料、手数料

2 政務活動費で支出できない経費（参考事例）

（1）交際費的な経費

- 香典、祝金、寸志、慶弔電報等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- 病気見舞い、餞別、年賀状の購入・印刷等の儀礼等に要する経費
- パーティ券購入代

（2）政党本来の活動に関する経費

- 党費、党大会参加費、党大会賛助金等に要する経費
- 政党の宣伝活動に要する経費
- 政党活動に使用する資料等の作成・購入費
- 政党活動用の事務所の経費

（3）選挙活動に関する経費

- 選挙運動・選挙活動に要する経費
- 選挙活動に使用する資料等の作成・購入費
- 選挙活動用の事務所の経費

（4）議員個人の秘書的職員の人件費

- 個人秘書的な補助職員（来客接待等を主な業務とする職員）の雇用に要する経費

（5）その他

- 政務活動費に係る研究会で例示されたもの
 - ・ 飲酒を伴う会合、懇親会的な会合の経費
 - ・ 親睦会・レクリエーション等のための経費
 - ・ 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体の理事会等への出席に要する経費
 - ・ 家族・親族が所有する事務所の賃借料（法人所有も含む）
 - ・ 調査研究活動に直接関係しない図書等の購入費
 - ・ 社会通念上妥当性を欠く経費や公職選挙法の法令の制限に抵触する経費（公職選挙法第199条の2〔公職の候補者等の寄付禁止〕等）

○他の自治体で長が適当でないと認める例（参考）

- ・ 飲食を目的とした会合の経費
- ・ 観光、私的な旅行等に要する経費
- ・ 後援会活動に関する経費
- ・ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事等に要する経費
- ・ 政務活動に使用する自動車の購入、修理点検及び維持に要する経費
- ・ 絵画・美術品、冷蔵庫等の備品の購入及びリースに要する経費

※なお、会派が議員個人に定期的・定額的に支給する経費は、政務活動費として支給できないとされている。

Ⅲ 使途基準の運用指針

1 項目別運用指針

(1) 旅費

①交通費

原則実費によることとし、できる限り経済的なパック商品等を利用することとする。なお、実費の把握が困難なものについては、以下に示すいずれかの方法を選択するものとする。

- ア. 領収書を徴することが困難な公共の交通機関の交通費については、経路及び運賃を「交通費計算書」に記載し支払確認書に添付する。
- イ. 自家用車を使用した際の交通費については、走行距離1km当たり20円を乗じて得た金額とし、使用実績を「交通費計算書」に記載し支払確認書に添付する。

ただし、複数会派参加の場合の1会派当りの交通費は、実費相当分を会派数で除した金額とする。

②宿泊費

原則実費によることとし、できる限り経済的なパック商品等を利用することとする。

(2) 会費

他団体が主催する意見交換会等の参加費については、会費の支給対象である団体の活動内容が、政務活動に適うものであれば支出することができる。

懇親会については、実質的な意見交換会を目的とした会合に付随する懇親会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものに限り支出できるものとする。

したがって、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費は支給できない。

○会費として支出できない事例

- ・ 個人の立場で加入している団体等に対する会費（町内会費、PTA会費、商工会費、老人クラブ会費等）
- ・ 政党本来の活動に伴う党費、党大会参加費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体の会費
- ・ 他の議員の後援会、祝賀会に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の会費（結婚式、祝賀会の会費等）
- ・ 親睦または飲食を目的とする会合の経費

(3) 食糧費

食糧費については、食糧費の支出自体が政務活動としての会議等との関連において、必要と認められる合理的理由があり、使途に関する説明責任を十分に果たせること及び公職選挙法に抵触しないことを前提として政務活動費を充当することが適当である。

公職選挙法においては、会議、市政報告会、意見交換会などの参加者への食事の提供や、研修会等に講師として招いた識者等（市民であるか否かを問わない）への食事の提供も「寄附」と解されるので禁止されている。

○根拠条文

- ・ 公職選挙法第 199 条の 2 [公職の候補者等の寄附の禁止]
- ・ 公職選挙法第 199 条の 5 [後援団体に関する寄附等の禁止]
- ・ 公職選挙法第 179 条 [収入、寄附及び支出の定義]

(4) 備品購入費

備品の購入は、政務活動に直接必要であると認められる場合に限り支出できるものとし、購入した備品については備品台帳に記載する。また、政務活動以外にも利用されている場合は、使用実態に合わせて案分して支出することとする。

(5) 人件費

政務活動の補助事業のために雇用した職員に対して、賃金、通勤費、社会保険料を支出することができる。この場合、当該職員と取り交わした雇用契約書等の写しを政務活動費収支報告書に添付するものとする。

○人件費として支出できない事例

- ・ 家族・親族の雇用にかかる経費

(6) 通信運搬費（通信費）

政務活動費は、政務活動に要した費用の実費を支給することが原則である。しかし、実費の把握が困難なものについては、案分など一定の基準で支出するとしている。特に、電話の通話料やインターネット等の通信・利用料については、政務活動のために不可欠な経費ではあるが、私的な使用との区別がつきにくいため、調査活動専用機を別に所有している場合を除き、案分によるものとする。

○案分による支出例

- ・ 政務活動にかかる通話時間、通話先などを利用明細等で確認して、使用実態に合わせて案分して支出することとする。

(7) 図書購入費

領収書に具体的な書名を表示するなど、購入図書の名称を明確にする。

(8) 資料作成費

領収書など証拠となる書類に印刷部数を記入する。

(9) 研究研修費

領収書の添付に加えて会議の案内状やパンフレット等を保存すること。

(10) 視察旅費

政務活動費を使用した視察に公益性（市政との関連性）があるといえるためには以下の要件が重要である。

- ①普通地方公共団体施策についての見聞を広めることを目的として日程、訪問地が選定されていること
- ②訪問先で説明や質疑応答がされていること
- ③訪問調査が行程の主要な部分を占めていること

なお、視察の依頼等、連絡調整は行政視察届出書により事務局を通じて行うこととし、視察の報告書には、説明資料、説明者の名刺等（所有しない場合は、職名、氏名の控え）を添付することとする。

(11) その他の経費

その他の経費として、政務活動費で購入した備品の修繕、処分に係る経費を支出することができる。

2 案分の指針

(1) 案分の考え方

会派及び議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有すなど、渾然一体となっていることが多く、明確に区分することが困難である。

このため、活動に要した費用の全てに政務活動費を充当することが不適當であることが明らかな場合は、当該活動において政務活動が占める割合により案分しなければならない。

(2) 案分した場合の添付書類

費用を案分により支出している場合は、領収書等の金額と政務活動費による支出額が一致しないため、案分率による計算式とその根拠を記入した支払確認書を作成しなければならない。

IV 会計処理

政務活動費の会計処理については、会派及び議員の政務活動のための経費について領収書等の証拠書類を徴収し、支出することを原則とする。

1 会計帳簿等の整理保管

会派の代表者及び議員は、政務活動費による支出について会計帳簿（出納簿）を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日の属する年度末まで保存しなければならない。

令和元年度分政務活動費の保存期間

収支報告書の提出期限・・・・・・・・・・令和2年4月30日

5年を経過する日・・・・・・・・・・令和7年4月29日

5年を経過する日の属する年度末・・・令和8年3月31日

会派として政務活動費の交付を受け、解散等により会派が消滅した場合であっても、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存しなければならない。

2 証拠書類の整備

政務活動費を支出するに当たって、会派の代表者及び議員は、債権者から領収書を徴することを原則とし、領収書を徴することが困難な場合は、次の例に従って支払確認書を作成し、証拠書類等を添付することでこれに代えることができる。

- (1) 鉄道、バス等の乗車券を自動券売機で購入した場合
交通費計算書に経路及び運賃を記入し、支払確認書に添付する。
- (2) リース契約の賃借料等、口座振替している場合
賃借料の記載された契約書等、金額の確認できる書類及び預金通帳の該当部分の写しを支払確認書に添付する。
- (3) 口座振込、郵便振込による場合
振込金受付書等の金額の確認できる書類の写しを支払確認書に添付する。
- (4) 自家用車を使用した場合
公共交通機関使用による実費を原則とするが、やむを得ず自家用車を使用した場合は、支払確認書に次の要領で作成した交通費計算書を添付する。
 - ①公共の交通機関を使用した場合の実費相当分
 - ②走行距離1km当たり20円を乗じて得た金額

3 領収書の記載内容

- (1) 領収書の宛名
 - ①議員として交付を受けている場合は、議員名
 - ②会派として交付を受けている場合は、会派名
 - ③会派の承認による議員個々の政務活動の場合は、会派と議員名

- (2) 品名等
物品等の購入の場合には、必ず品名及び数量を記載するものとする。
- (3) その他の取り扱い
レシートについては、宛名の記載を省略できるが、品名と取扱店の名称が記載されていることを要件とする。

4 その他

- (1) 会議・研究会等の開催にかかる経費、または他団体開催の研究会等への参加にかかる経費を支出する場合は、証拠書類に加えて、会議・研究会等の開催通知・スケジュール等の資料を整理し保管すること。
- (2) 宿泊を伴う調査旅費を支出する場合、議長に提出した行政視察届出書、行政視察報告書の写し及び調査事項に関する資料を整理し保管すること。

V 収支報告書

1 収支報告書の提出

- (1) 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、前年度の交付に係る政務活動費について、領収書等の証拠書類の写しを添付した政務活動費収支報告書を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。
- (2) 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、及び政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者及び議員であった者は、解散の日または議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。
- (3) 収支報告書については、できるだけ使途内容が明確になるよう、別紙様式を参考に以下の点に注意して作成すること。
 - ①事業別に使途項目を整理し、わかりやすく記載すること
 - ②会議等にかかる経費については、日付・会議名を記載すること
 - ③視察にかかる経費については、日付・視察先を記入すること

2 政務活動費の返還

政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において市政の調査研究

に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

なお、収支報告書の内容から、使途基準にしたがっていないと判断される支出についても残余と見なされるため留意すること。

3 収支報告書の公開

収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しは、直方市情報公開条例に基づき、公文書として情報公開請求の対象となる。

○直方市議会政務活動費の交付に関する条例

(平成 13 年 3 月 27 日直方市条例第 19 号)

改正 平成 14 年 9 月 24 日条例第 20 号 平成 20 年 10 月 1 日条例第 29 号
平成 25 年 2 月 28 日条例第 1 号 平成 25 年 3 月 29 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、直方市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、直方市議会における会派(以下「会派」という。)又は会派に属さない議員(以下「議員」という。)に対して交付する。

(交付の方法)

第 3 条 政務活動費は、半期ごとに交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付するものとする。

2 政務活動費は、交付月の 20 日(以下「交付日」という。)に交付する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに日曜日又は土曜日に当たる場合は、その翌日とする。

(会派に対する政務活動費)

第 4 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に月額 2 万 5,000 円を乗じて得た額を交付する。

2 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して

交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 5 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(議員に対する政務活動費)

第5条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、月額2万5,000円を交付する。

- 2 一半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、一半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(任期満了の場合の特例)

第6条 議員の任期満了の場合における政務活動費については、前2条の規定にかかわらず、一般選挙の行われる月及び任期満了の日の属する月分は交付しないものとし、一般選挙後新たに結成された会派又は新たに議員となった者に対し、交付申請のあった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第7条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日の属する年度末まで保存しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正前の直方市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年3月1日から適用する。

別表(第7条関係)

項目	内容
調査 研究費	会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派又は議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派又は議員が行う住民からの市政、会派及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
会議費	会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
資料 作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料 購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	上記以外の経費で調査研究その他の活動に資するために必要な経費

○直方市議会政務活動費の交付に関する規則

(平成 13 年 3 月 27 日直方市規則第 8 号)

改正 平成 21 年 8 月 21 日規則第 26 号 平成 25 年 2 月 28 日規則第 4 号
平成 30 年 10 月 5 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は直方市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年直方市条例第 19 号。以下「条例」という。)の規定に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

- 第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(様式第 2 号)を提出しなければならない。
- 2 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。
- 3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第 4 号)を提出しなければならない。

(交付決定)

- 第 3 条 市長は、毎年度、前条第 1 項本文及び第 2 項の規定による申請のあった各会派又は議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は議員に政務活動費交付決定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。
- 2 市長は、前条第 1 項後段の規定による申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書(様式第 5 号の 2)により通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者又は議員は、政務活動費の交付日の 14 日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書(会派に係るものは様式第 6 号、議員に係るものは様式第 7 号)を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第 5 条 条例第 8 条に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告は、領収書等の証拠書類の写しを添付し、政務活動費収支報告書(以下「収支報告書」という。会派に係るものは様式第 8 号、議員に係るものは様式第 9 号)により行うものとする。

2 議長は、提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日の属する年度末まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月21日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の直方市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、平成20年4月1日より適用する。

附 則(平成25年2月28日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の直方市政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知する政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則(平成30年10月5日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

直方市長

様

（直方市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付申請書（会派用）

直方市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 所属議員数 名（ 年 月 1 日現在）

5 交付申請額（ 年度分） 円

年 月 日

直方市長

様

（直方市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付変更申請書

直方市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

区 分	新	旧	変更年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額 （ 度 分 ）			

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

直方市長

様

（直方市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付申請書（議員用）

直方市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり政務活動費を申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

直方市長

様

（直方市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

会 派 解 散 届

直方市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

第 号
年 月 日

会派代表者名 様
(又は議員名)

直方市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について
下記のとおり決定したので、直方市議会政務活動費の交付に関する規則第3条
の規定により通知します。

記

- 1 年度政務活動費交付決定額
(年額) 円

第 号
年 月 日

会派代表者名 様

直方市長 印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった政務活動費の交付について
下記のとおり変更交付決定したので、直方市議会政務活動費の交付に関する
規則第3条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 変更前の交付決定額
(年額) | 円 |
| 2 | 変更後の交付決定額
(年額) | 円 |

年 月 日

直方市長

様

（直方市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

政務活動費交付請求書（会派用）

直方市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 請求金額 円
ただし、 年 月分 ～ 月分

- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

年 月 日

直方市長

様

（直方市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付請求書（議員用）

直方市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 請求金額 円
ただし、 年 月分 ～ 月分

年 月 日

直方市議会議長

殿

会 派 名

代表者名

印

令和 年度 政務活動費収支報告書（会派用）

直方市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収 入

政務活動費_____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		

3 残 額_____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年 月 日

直方市議会議長

殿

議員名

印

年度 政務活動費収支報告書（議員用）

直方市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収入

政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		

3 残額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

行政視察届出書

年 月 日

直方市議会議長 様

会 派 名
代表者名
(又は議員名)

印

行政視察届出書

実施期日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (泊日)
視 察 地	
調 査 事 項	
参加議員名	

行政視察報告書

年 月 日

直方市議会議長 様

会 派 名
代 表 者 名
(又は議員名)

印

行政視察報告書

実施期日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 まで (泊 日)
視 察 地	
現 地 説 明 者	
参 加 議 員 名	
調査概要	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

視察資料については、別途保管

交通費計算書

交通費計算書 (月分)

月/日	区 分	区 間	金 額	目 的
/	1 自家用車 2 電車・バス 3 その他 ()	至 自	k m 円	1 現地調査等 2 市民相談等 3 その他 ()
/	1 自家用車 2 電車・バス 3 その他 ()	至 自	k m 円	1 現地調査等 2 市民相談等 3 その他 ()
/	1 自家用車 2 電車・バス 3 その他 ()	至 自	k m 円	1 現地調査等 2 市民相談等 3 その他 ()
/	1 自家用車 2 電車・バス 3 その他 ()	至 自	k m 円	1 現地調査等 2 市民相談等 3 その他 ()
/	1 自家用車 2 電車・バス 3 その他 ()	至 自	k m 円	1 現地調査等 2 市民相談等 3 その他 ()
/	1 自家用車 2 電車・バス 3 その他 ()	至 自	k m 円	1 現地調査等 2 市民相談等 3 その他 ()
/	1 自家用車 2 電車・バス 3 その他 ()	至 自	k m 円	1 現地調査等 2 市民相談等 3 その他 ()
合計			k m 円	

支払確認書

支 払 確 認 書	
支 払 区 分	1 自家用車の使用（交通費計算書添付） 2 公共交通機関（交通費計算書添付） 3 その他 ①支払先..... ②住 所..... ③名 称.....
支払年月日	年 月 日
支 払 金 額	円
経費の内容	
<p>〔議員用〕 上記のとおり支払いました。 年 月 日 議員名.....^印</p>	
<p>〔会派用〕 上記のとおり支払いました。 会派代表者.....様 年 月 日 議員名.....^印</p> <p>上記の支払いを確認しました。 年 月 日 会派名 会派代表者名.....^印</p>	

政務活動費収支報告書別紙

調査研究費	使 途 基 準 別 表 の 使 途 内 容									
先進地等の視察旅費(県内)										
	小計									
先進地等の視察旅費(県外)										
	小計									

